

第9回 農地部定例会議事録

開催日時	令和7年2月25日 13時30分
開催場所	阿南市役所 602会議室
出席委員	山本部長・仁尾副部長・米山委員・南部委員・岡部委員・幸田委員・中村委員・遠藤裕美委員・阪井委員・吉岡委員・竹内委員・武市委員・岡久委員・遠藤義春委員・湯浅委員・尾崎委員・井出委員
欠席委員	森委員・西野委員
村田局長	欠席委員の報告及び、農業委員等に関する法律第27条第3項により会議の有効性を報告
事務局	事務局より議案の訂正です。38ページ、第7号議案、ナンバー142についてですが、貸付人が、〇〇〇〇〇となっておりますが、正しくは〇〇〇〇〇〇外1名でございます。訂正し、お詫び申し上げます。
山本部長	(部長挨拶) それでは第9回農地部定例会を始めさせていただきます。 本日の議事録署名者は椿地区の米山委員と宝田地区の武市委員にお願いします。 それでは、本日の議事に入りたいと思います。 第1号議案 非農地証明願について 第2号議案 農地法の規定による許可申請の取下(取消)について(3条) 第3号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 第4号議案 農地法の規定による許可申請の取下(取消)について(5条) 第5号議案 農地法第5条の規定による事業計画変更について 第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 第7号議案 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律に基づく農用地利用集積計画について 議案については、それぞれ各地区で事前に審議されていると思いますのでご報告をお願いします。それでは椿地区からお願いします。
米山委員	それでは椿地区からご報告します。椿地区は2月20日に福井公民館にて福井地区、橘地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。

その結果を報告させていただきます。

議案書の9ページをお開きください。第7号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、椿地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

山本部長 次に、福井地区申し上げます。

南部委員 それでは福井地区からご報告します。福井地区は2月20日に福井公民館にて椿地区、橘地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の2ページをお開きください。第2号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の9ページをお開きください。第7号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、福井地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

岡部委員 それでは橘地区からご報告します。福井地区は2月20日に福井公民館にて椿地区、福井地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の5ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の10ページをお開きください。第7号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、橘地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

山本部長 次に、新野地区申し上げます。

中村委員 新野地区は、今回案件ございません。

山本部長 次に、桑野地区申し上げます。

遠藤裕美委員 それでは桑野地区からご報告します。桑野地区は2月20日に桑野公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の1ページをお開きください。第1号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の3ページをお開きください。第3号議案「委員による朗読・説明」

地区部会では、許可相当としました。

議案書の7及び10から11ページをお開きください。第7号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、桑野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

山本部長 次に、見能林地区お願いします。

吉岡委員 それでは見能林地区からご報告します。見能林地区は2月21日に事務局にて富岡地区、宝田地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の7及び12から18ページをお開きください。第7号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、見能林地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

山本部長 次に、富岡地区お願いします。

竹内委員 それでは富岡地区からご報告します。富岡地区は2月21日に事務局にて見能林地区、宝田地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の3ページをお開きください。第3号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の7及び18から19ページをお開きください。第7号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、富岡地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

山本部長 次に、宝田地区お願いします。

武市委員 それでは宝田地区からご報告します。宝田地区は2月21日に事務局にて見能林地区、富岡地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の19から21ページをお開きください。第7号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、宝田地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

山本部長 次に、長生地区お願いします。

岡久委員 それでは長生地区からご報告します。長生地区は2月20日に事務局にて中野島地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の21から23ページをお開きください。第7号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、長生地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。

山本部長 次に、中野島地区お願いします。

遠藤義春委員 それでは中野島地区からご報告します。中野島地区は2月20日に事務局にて長生地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の7及び23から25ページをお開きください。第7号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、中野島地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。

山本部長 次に、大野地区です。

大野地区からご報告します。大野地区は2月19日に大野公民館上大野分館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の3ページをお開きください。第3号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の25から29ページをお開きください。第7号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、大野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。

山本部長 次に、加茂谷地区お願いします。

湯浅委員 加茂谷地区からご報告します。加茂谷地区は2月19日に加茂谷公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の29ページをお開きください。第7号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、加茂谷地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。

ます。

山本部長 次に、那賀川地区お願いします。

尾崎委員 それでは那賀川地区からご報告します。那賀川地区は2月20日に那賀川公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の2ページをお開きください。第2号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の4ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の5ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の6ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の7から8及び29から37ページをお開きください。第7号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、那賀川地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

山本部長 次に、羽ノ浦地区お願いします。

仁尾副部長 次に、羽ノ浦地区よりご報告します。羽ノ浦地区は2月20日に羽ノ浦公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の5ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の37から38ページをお開きください。第7号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、羽ノ浦地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。お願いします。

山本部長 それでは、各地区からご報告いただきましたが、まず、委員案件であります7ページ第7号議案農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律に基づく農用地利用集積計画について ナンバー5、24ページ第7号議案、ナンバー87及び88については〇〇〇〇〇案件となります。また、29ページ第7号議案 ナンバー108については〇〇〇〇〇委員案件となります。この分についてご意見、ご質問がありましたら挙手のうえ、発言願います。

(意見なし)

山本部長 それでは、この案件について採決をしたいと思いますが、農業委員会等に関する法律第31条により〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇委員には採決の間、退室をお願いします。

(〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇委員 退室)

山本部長 それでは、7ページのナンバー5、24ページのナンバー87、88及び29ページのナンバー108の第7号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律に基づく農用地利用集積計画についての〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇委員の案件について、承認してよろしいか。

一同 異議なし

山本部長 異議がございませんので、この案件について、承認いたします。
退室した〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇委員に入室してもらってください。

(〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇委員 入室)

山本部長 退室されておりました、〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇委員へ先ほどの案件については承認されたことを報告いたします。それでは議事を再開します。委員案件以外のそれぞれ各案件について、ご質問がありましたら発言願います。

阪井委員 5ページの第5号議案、ナンバー2、3について理由は、運用改正に伴う作付け面積の変更のためとなっているが、運用改正とは、下部面積がその筆全ての面積のことと思うが、今回のように変更申請は必要なのか。

事務局 ナンバー2、3については、今年度申請許可した経緯がございます。しかしながら、旧基準をもって、農業委員会が許可し、農業会議の諮問でも、許可相当とした案件です。現行運用基準と矛盾することになり、申請人と相談した結果、現行運用基準に基づいた事業計画変更申請をすることとなりました。

阪井委員 過去の部会で話しがあった、パネル直下ではなく、筆全体の作付けということですね。

事務局 そのとおりです。

阪井委員 それでは、この案件は現行の運用基準にあてはめるとのことですね。

事務局 申請地は、元々の計画でも、パネル直下とそれ以外の部分は全て水稻をする予定でした。つまり、今回の計画変更でも作物状況は変わりません。

阪井委員 面積の大小に関わらずですか。

事務局 そのとおりです。

尾崎委員 作付け的に楽になるのではないか。

事務局 そのとおりです。日光を浴びる面積が増えるので、収量は増えると思われます。申請人からも、この度の事業計画変更で、収量目標の達成がしやすくなると伺っております。

阪井委員 収量達成はいいことだが、耕作者はその農地をよくチェックしておく必要があるのではないか。

事務局 そのとおりです。

阪井委員 稲刈りが複数になるのではないか。

事務局 パネル直下とそれ以外では育成状況が異なることから、稲刈りは複数回になると考えられます。

阪井委員 水稻に関しては仕方無いことですね。

事務局 他地区でも、パネル下部作物が水稻がございますが、複数回に分けて稲刈りを行うことがあると聞いております。

阪井委員 今後の申請は、全筆になりますね。

事務局 そのとおりです。パネル直下の作物と直下外は別作物をしている場合は、2つの知見データを求めることになります。

阪井委員 そのように変わっておりますので、情報がありましたら、営農者に教えて

あげてください。

事務局

関連して、きっちり営農が出来ていないところもございます。数か月前には大野地区、先月では新野地区、先々週では羽ノ浦地区で、農業委員・推進委員及び事務局職員で、転用者に直接聴き取り、指導を行っております。収量の8割を達成するために、聴き取りや指導をしております。

羽ノ浦地区では、8割を達成するためには、苗をもっと植えるよう指導を行いました。その結果、本日転用者から100株発注したと連絡がありました。

このようなことがございますので、事務局としては、委員のご協力が必要となっておりますので、よろしくお願いします。

山本部長

はい、ほかに意見もないようなので、採決に入りたいと思います。

議案書7ページ第5号議案 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律に基づく農用地利用集積計画について ナンバー5と議案書24ページ第5号議案ナンバー87、88と29ページ、ナンバー108の委員案件以外の第1号議案から第7号議案を一括してを承認してよろしいか。

一同

異議なし

山本部長

はい、それでは、ただいまの審議結果を事務局より報告してもらいます。

村田局長

報告します。第9回農地部定例会議案については、第1号議案から第7号議案については、全て承認です。

山本部長

ただいま事務局より報告のあったとおり決定してよろしいか。

一同

異議なし

山本部長

それでは、報告のあったとおり決定します。

山本部長

以上で議案審議は終了します。次に、議案外その他に入りますが何かございますか。

仁尾副部長

先ほど事務局が言っていたように、2月13日に営農型太陽光施設を見に行ったが、収量を8割に合わせたらいいんだろというような言い方があった。あくまで、太陽光をする農地ではなく、あくまで収入を安定化するための政策であり、収入のプラスアルファであると思います。

そもそも、８割を達成する計画を建てて、それを達成しようとするのが農地を守ることで大事である。話しをして、されていないような認識を受けた。もう少し厳罰化するべきではないのか。阿南市農業委員会から県・国に向けて厳罰化をするべきではないかと提案できないのか。

事務局 この件についてですが、仁尾副部長の見識どおり、メインは農地であり、太陽光はサブであります。本日、この件で進展がありまして、１００株追加発注し、７月の初収穫に向けて対応すると報告がありました。

この件以外でも、営農型太陽光発電事業者は、収量の８割の重大性をご理解を頂いていないような印象は受けておりますので、営為指導していきま
す。各地区に営農型太陽光発電施設があると思いますが、委員各位にはチェックをよろしくお願いします。

山本部長 この営農型太陽光発電についてですが、申請の審査は、誰がするのですか。

事務局 事前審査は、農業委員会事務局や農業会議事務局が行いますが、本審査は、農地部会であり、農業会議常設審議会であります。

山本部長 市で審査をするんですね。

事務局 書面上は、事務局でチェックをしますが、地元でないとわからない情報もありますので、そのような情報は地元委員でないとわかりませんので、疑義がありましたら、農地部会定例会前に事務局に相談いただいたら、申請者と直接話す機会を設けますのでご連絡ください。

山本部長 事前審査を事務局で行うのであれば、審査を厳しくしたらどうか。

仁尾副部長 専門家の意見を求めることになっている。裏付けは出来てはいるが、どうなのか。

事務局 裏付けは出来ているもので、申請していただいている。

しかしながら、過去の例としては、ため池の近くで、水が吹きあがってくるような場所だった。このようなことは、事務局ではわからないので、地元委員からご意見はいただきたいです。他の例として、サカキが何キロとれるという知見を有する意見をもらったところで、事務局が細かい根拠を持っている訳ではない。よほど根拠を持っていれば、対抗できるが、この意見でもって、申請受理をするしかない。しかしながら、更新については、当該地の

過去のデータがあるので大幅な８割未達であれば、作替えなどの指導は出来ると思います。

また、サカキ等で、育成に数年かかる作物でも、枯れていれば８割未達になる可能性が高まりますので、委員各位には、現場でチェックをしていただきますようよろしくお願いします。

山本部長 はい、他にはないようですので、事務局から事務連絡がありましたらお願いします。

村田局長 （活竹祭のお礼）
 （活動記録について）

事務局 先月の部会で公益財団法人徳島県農業開発公社より、農地の利用権設定に関する情報提供依頼が来ておりした。その際の審議で、保有個人情報第三者提供協議書について、締結しているのかという質問があり、締結できておりますので、ご報告させていただきます。

山本部長 ほかにございませんか。

山本部長 以上をもちまして、第９回農地部定例会を閉会いたします。次回は、３月２５日で予定いたしております。本日はご苦労さまでした。

閉 会